

受益者負担金のあらまし



デザインマンホール（汚水用）

【海辺の文学記念館】で【マンホールカード】配布中

蒲郡市下水道事業

下水道事業受益者負担金について

Ⅰ 下水道の役割

わたしたちは、日常生活や社会生活のなかで、たくさんの水を使っています。ここで使われた水をそのまま流し続けると、海や河川は汚れ、生活環境が悪くなっているばかりです。下水道は、汚れた水をきれいな水へとよみがえらせ、わたしたちが健康で文化的な生活を営むために、どうしても必要な施設です。

生活の改善	し尿や生活雑排水が水路や側溝に流れなくなるので、ハエや蚊、悪臭の発生を防ぎます。
雨水のはん濫防止	污水管とは別に雨水管を整備して、市域内における雨水をすみやかに排除し、浸水の被害から生活をまもります。
トイレの水洗化	くみ取りトイレが水洗化され、浄化槽も不要となるため、悪臭などが解消されます。
海・河川などの水質保全	下水道浄化センターで汚水をきれいな水に処理するので、三河湾の水質が保全されます。
処理水の再利用	蒲郡市では、汚水をきれいな水に処理した再生水を一部公共施設でトイレなどに再利用しています。

Ⅱ 受益者負担金とは

下水道が整備されれば、汚水の排除や水洗便所が利用できるようになるなど、生活環境が改善され、利便性・快適性が向上するとともに、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全が図られます。

下水道施設は、道路や公園など誰でも利用できる公共施設とは違い、その利用は下水道が整備された区域に住んでいる方々に限られますので、市民の皆様の税金で整備などを実施すれば、「負担の公平」を欠くことになってしまいます。

そこで、下水道の利益を受ける方々に、下水道事業の整備費用の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが受益者負担金の制度となります。

3 受益者

下水道が整備された区域内の土地（受益地）の所有者です。下水道が整備されることによる特別な利益を受けるのは土地の所有者であるため、基本的には土地所有者が受益者となります。ただし、長期にわたって土地を借りている人も土地に対する権利が強く、利益を受ける場合があります。このような場合には、双方の話し合いによって借地人を受益者とすることができます。（申告が必要です。）

なお、単なる借家人は、土地に対する権利がないので、基本的には受益者にはなりません。

4 受益地

下水道が整備された区域（供用開始区域）内の土地は、空き地や駐車場など建物が建っていない土地を含め、すべて受益地として受益者負担金の対象となります。ただし、公共性の高い道路や、長期的に営農予定の農地など、将来的にも宅地化が見込まれない土地については、申請に基づき、実情に応じて減免や徴収猶予になる場合があります。

基本的には、下水道に接続していなくても、「下水道がいつでも利用できる状態」である場合には、接続の有無にかかわらず受益者負担金の対象となります。

5 受益者負担金の額

受益者負担金は負担区ごとの1㎡あたりの単価に賦課対象区域内の土地の面積を乗じた額をご負担いただきます。その土地にかかる受益者負担金は、一度賦課されれば、重ねて賦課されることはありません。

受益者負担金の額（10円未満切り捨て）＝

負担区ごとの単価（円／㎡）×土地の面積（㎡）

なお、土地の状況により、減免や徴収猶予の対象となる土地もあります。

【減免】

・学校用地、病院用地、鉄道用地、墓地、境内地などの土地

【徴収猶予】

・農耕用地、山林などの土地

6 受益者負担金の納付方法

市から送付する納入通知書、もしくは口座振替により納めることができます。

受益者負担金の納付方法には、【一括納付】と【期別（分割）納付】があります。

【一括納付】

- ・納期限前に全額を一括で納付します。（納期限前の納付額に応じ、【一括納付報奨金】が適用され、納付額が減額となります。最初の納期限より前に受益者負担金の全額を一括納付されますと、約13%納付額が減額されます。）

※【一括納付・納期前納付申出書】の提出が必要になります。

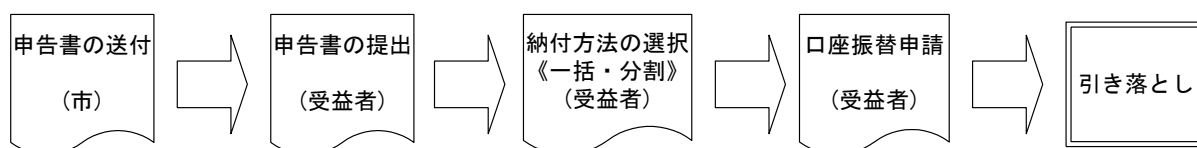
【分割（期別）納付】

- ・年4期（1期：6月，2期：9月，3期：11月，4期：2月）ずつ、5年間の20回に分けて納付します。

※納期限の約1か月前に、納付書を送付いたします。

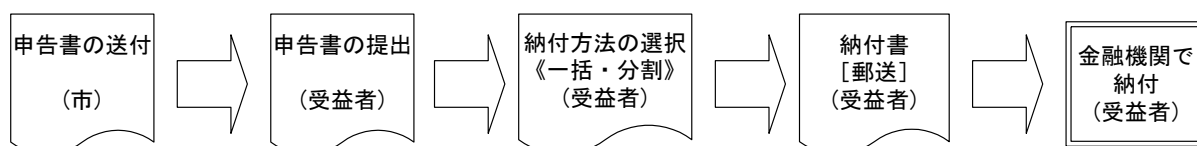
7 受益者負担金の手続の流れ

口座振替にされる場合



○受益者を申告書で確認しています。

納付書で納付される場合



○受益者を申告書で確認しています。

8 受益者の変更

申告書に基づいて通知される【決定通知書】を受け取った後、売買や相続などで受益者が変更となった場合には、【受益者変更申告書】を提出していただくと新しい受益者に受益者負担金を引き継ぐことができます。【受益者変更申告書】の提出時に既に納期限に至っている受益者負担金は、提出前の旧受益者が支払義務者となります。

※受益者を変更するのではなく、転居などによって住所が変更になった場合は、電話などでご連絡ください。

9 問い合わせ先

【蒲郡市役所下水道課】

（窓口対応可能時間 平日 午前9時から午後4時30分まで）

（TEL対応可能時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

受益者負担金に関する問い合わせ 0533-66-1139（管理担当）

下水道接続に関する問い合わせ 0533-66-1140（排水設備担当）

下水道工事に関する問い合わせ 0533-66-1137（工事担当）

【蒲郡市ホームページ】

<https://www.city.gamagori.lg.jp/>